

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	タクシー事業確保維持費補助金	①物価上昇や燃料費高騰、運転手不足により事業継続が困難となっているタクシー事業者に対し、運行維持や利用促進支援等の新たな取組に対して支援を行う。 ②上記①の支援に要する事業費 ③全体事業費 5,500千円 ・運行維持支援 2,000千円(車両1台当たり100千円) 運行車両10台×100千円×2社(タクシー事業者)=2,000千円 ・利用促進支援 1,000千円(キャッシュレス決済・配車アプリ等) 500千円×2社(タクシー事業者)=1,000千円 ・担い手確保支援 2,500千円(人材確保・第2種運転免許取得費等) 1,000千円×2社(タクシー事業者)=2,000千円 500千円×1社(介護タクシー事業者)=500千円 ④市内タクシー事業者及び介護タクシー事業者	R8.4	R9.3
2	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	未来投資応援事業 (国のR7補正予算充充分)	①物価高騰等の影響を受ける事業者に対し、将来に向けた投資を促進するため、新事業展開、生産性向上と賃上げの実現に向けた設備投資に対する支援を実施する。 ※No.3と同一事業 ②上記①の支援に要する事業費 ③全体事業費 51,109千円 人件費:1,109千円 補助金:50,000千円(500千円×100者) ※補助金上限:500千円/者 補助率:3/4 ④市内に本社・営業所等のある事業者	R8.6	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
3	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	未来投資応援事業 (国のR8補正予算充当分)	①物価高騰等の影響を受ける事業者に対し、将来に向けた投資を促進するため、新事業展開、生産性向上と賃上げの実現に向けた設備投資に対する支援を実施する。 ※No.2と同一事業 ②上記①の支援に要する事業費 ③全体事業費 51,109千円 人件費:1,109千円 補助金:50,000千円(500千円×100者) ※補助金上限:500千円/者 補助率:3/4 ④市内に本社・営業所等のある事業者	R8.6	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費負担軽減事業 (国のR7補正予算充当分)	①給食材料費の物価高騰の影響により、1食あたりの給食費負担額が増額するところであるが、市内こども園及び中学校の保護者負担を軽減するため、給食材料費の物価高騰分に対して交付金を充当し、給食費の負担額を維持し、引き続き安全安心で栄養バランスのとれた給食を提供する。 ※No.5と同一事業 ②市内こども園・中学校における給食材料費の物価高騰による公費負担分の経費(教職員等は除く) ③全体事業費 9,802千円 うち736千円に交付金を充当 ・給食材料費(こども園・中学校)の物価高騰による給食1食あたりの増高見込み分を算定し、保護者が負担する給食費との差額に対し、交付金対象事業費を算出する。 ④こども園・中学校の園児・生徒の保護者	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業 (国のR8補正予算充当分)	①給食材料費の物価高騰の影響により、1食あたりの給食費負担額が増額するところであるが、市内こども園及び中学校の保護者負担を軽減するため、給食材料費の物価高騰分に対して交付金を充当し、給食費の負担額を維持し、引き続き安全安心で栄養バランスのとれた給食を提供する。 ※No.4と同一事業 ②市内こども園・中学校における給食材料費の物価高騰による公費負担分の経費(教職員等は除く) ③全体事業費 9,802千円 うち9,066千円に交付金を充当 ・給食材料費(こども園・中学校)の物価高騰による給食1食あたりの増高見込み分を算定し、保護者が負担する給食費との差額に対し、交付金対象事業費を算出する。 ④こども園・中学校の園児・生徒の保護者	R8.4	R9.3
6	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	設備投資等補助事業	①物価高騰・エネルギー高騰等の影響を受ける事業者に対し、生産性の向上や省エネ設備等の導入及び新たな事業に向けた取り組みへの投資に対して支援を実施する。 ②上記①の支援に要する事業費 ③全体事業費 50,000千円 ・補助金 50,000千円 (1)設備投資等に対する支援 投下固定資産額が5,000千円以上を要件とし、その10%を補助金額とする。※1事業者あたり10,000千円を上限とする。 (2)新たな事業に向けた取り組みに対する支援 投下固定資産額が500千円以上を要件とし、その1/2を補助金額とする。※1事業者あたり2,000千円を上限とする。 ④市内に本社・営業所等のある事業者	R8.4	R9.3